

東京都暴力団排除条例の概要

【目的】

暴力団が都民の生活や事業活動に介入し、これを背景とした資金獲得活動によって、都民等に多大な脅威を与えている現状に堪がみ、都民の安全かつ平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与すること。

【基本理念】「暴力団を恐れない」

「暴力団に金を出さない」+「暴力団と交際しない」
「暴力団を利用しない」

1 暴力団排除活動の推進に関する基本的施策等

(1) 都の事務事業に係る暴力団排除措置

暴力団関係者を公共工事の入札に参加させない等、都の公共事務・事業から排除すること。



(2) 青少年の教育に対する支援

青少年の教育又は育成に携わる方が暴排教育を円滑に行うことができるよう、必要な支援を行うこと。



(3) 暴力団からの離脱促進

暴力団からの離脱を促進するため、情報の提供や指導、助言等を行うこと。



(4) 保護措置

暴力団の排除活動等により、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、警察が保護のための必要な措置を講ずること。



2 都民等の役割（努力義務）

(1) 青少年に対する措置

青少年の教育又は育成に携わる方は、青少年に対して、暴力団に加入することや暴力団員による犯罪被害を受けないよう、指導・助言等を行うよう努めること。



(2) 祭礼等における措置

祭礼、花火大会、興行等の主催者等は、行事の運営に暴力団関係者を関与させないよう努めること。



(3) 事業者の契約時における措置

契約時に相手方が暴力団関係者でないことを確認。契約時に、相手方が暴力団関係者と判明した場合、催告なく契約を解除できる旨の特約を定めるよう努めること。



(4) 不動産譲渡等における措置

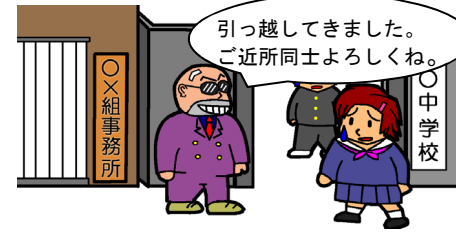
不動産を譲渡等する場合、暴力団事務所として使用しない旨および、事務所として使用していることが判明した場合、催告なく契約を解除等することが出来る旨の特約を定めるよう努めること。（不動産業者は上記のことを助言すること）



3 禁止措置

(1) 暴力団事務所の開設及び運営禁止

学校等の敷地の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならない。



違反した場合は「罰則」

(2) 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止

正当な理由なく、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせてはならない。



違反した場合は「命令及び公表」
さらに命令に違反した場合は「罰則」

(3) 妨害活動の禁止

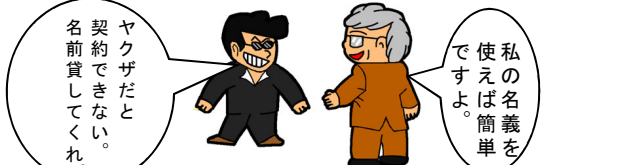
何人も暴排活動を行う者に対して威迫、つきまとい等の方法で、その活動を妨害してはならない。



違反した場合は「命令」
さらに命令に違反した場合は「罰則」

(4) 他人の名義利用の禁止

暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。（隠蔽する目的を知って利用させることも禁止）



違反した場合は「勧告・公表」
自主申告した場合、勧告等の「適用除外」

(5) 事業者の暴力団関係者に対する利益供与の禁止

① 事業者は暴力団の威力を利用する目的で利益を提供してはならない。（暴力団関係者が利益を受領することも禁止）
② 事業者は暴力団の活動を助長する目的で利益を提供してはならない。（暴力団関係者が利益を受領することも禁止）
③ 利益供与の事実等について、事業者が自ら申告した場合は、勧告等の措置を行わない。 ※威力利用目的の利益供与は除く



悪質な行為には「勧告・公表・命令」
さらに命令に違反した場合は「罰則」



悪質な行為には「勧告・公表」



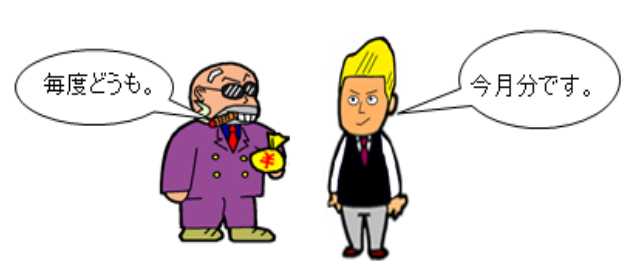
自主申告した場合、

(6) 暴力団排除特別強化地域における特定営業者、暴力団員の禁止行為

① 特定営業者は、暴力団員から用心棒の役務の提供を受けてはならない。（暴力団員が用心棒の役務を提供することも禁止）
② 特定営業者は、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受ける対償として、又は営業を営むことを容認することの対償として利益供与をしてはならない。（暴力団員が利益を受領することも禁止）



違反した場合は「罰則」



※ 暴力団排除特別強化地域 暴力団排除活動を特に強力に推進する必要がある地域（都内29地区を選定）
※ 特定営業者 下記の特定営業を営む者（特定営業については「風俗営業」など、本条例で規定）